

障害者総合支援法施行後の状況について（平成 25 年 4 月 1 日～）

○障害者の範囲拡大（難病が対象追加となる事の整理）

H25 年度施行の障害者総合支援法により、施行前の障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」に関して、他の 3 障害と同様に難病患者の利用が可能となった。

～難病患者へのサービス体制～ 予算積算実人数比較

昨年度 根拠：県単独補助制度 H25/4～ 根拠：障害者総合支援法

- | | | |
|-----------------|---|----------------------|
| ①・ホームヘルプ派遣（2 人） | → | ①居宅介護（ホームヘルプ事業）（5 人） |
| ②・日常生活用具（2 人） | → | ②日常生活用具給付事業（2 人） |

H25/4～H25/9（上半期）実績 根拠：障害者総合支援法

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①指定障害福祉サービス（0 人） | ※下半期 1 名ホームヘルプ事業利用予定 |
| ②日常生活用具給付事業（1 人） | |
| ③補装具費支給事業（0 人） | ※下半期 1 名補装具費支給事業利用予定 |

※ほとんどが既に身体障害者手帳所持者や介護保険制度利用者のため、制度利用者は少ない。

○地域生活支援事業の追加（研修啓発・手話養成）

障害者総合支援法により、以下の地域生活支援事業の追加が規定されている。

1. 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発

【本市の現状・対応】

広報やまと等の案内により、一般市民や障がい者家族を対象に、研修・啓発活動を実施している。

- ・広報やまとによる制度案内（平成25年3月15日）
- ・各団体に対する制度説明会等

{	4月19日 手をつなぐ育成会
	7月17日 やまねっと家族の会
	8月1日 ぐるーぷ窓

- ・障害者週間事業に伴う啓発活動

{	12月3日、4日 自立支援協議会による展示即売会等（イオンモール大和）
	12月7日 手をつなぐ育成会によるころもふれあいコンサート（保健福祉センター）

2. 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

【本市の現状・対応】

障がい者団体への補助金の交付や保健福祉センターの会議室等を活動場所として提供することにより支援している

- ・団体に対する補助金の交付 1件

3. 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修

【本市の現状・対応】

社会福祉協議会、庁内関係各課等との連携により研修等の実施を検討

4. 意思疎通支援を行う者の養成

【本市の現状・対応】

手話及び要約筆記を行う者の派遣及び手話通訳者の養成を実施
(昭和59年から実施済み)

- ・平成25年度実施状況

手話通訳派遣(4~9月)	延べ207回
筆記通訳派遣(4~9月)	延べ16回
手話奉仕員養成講座	全40回予定
手話通訳者養成講座	全30回予定

○サービス基盤の計画的整備

(障害福祉計画の必要事項の追加、定期的な検証と見直しの法定化等)について

以下のサービス基盤の計画的整備が規定されている。

1. 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に

追加

【本市の現状・対応】

現行計画策定時において、指定障害福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込みを数値化することにより定めている。来年度計画策定時においても実施予定。

2. 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化

【本市の現状・対応】

大和市障がい者福祉計画審議会において、定期的に検証と見直しを行っている。

- ・平成25年度においては、第1回審議会(平成25年7月23日開催)において、障がい者福祉計画の取り組み状況の検証を実施。

3. 市町村は障害福祉計画を作成するに当たってニーズ把握等を行うことを努力義務化

【本市の現状・対応】

第3期障がい福祉計画を策定する際に、大和市の障がい者等に係る活動団体、学校、福祉サービスの提供事業者等、各団体の現状と課題や今後の意向を聴取している。来年度計画策定時においてもニーズ把握を実施予定。

4. 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

【本市の現状・対応】

大和市自立支援協議会において、当事者や家族の参画がなされ、身体障害者部会、児童部会、精神障害者部会等各部会の活動報告等に対する意見をもらっている。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の概要について

1. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」法改正への背景 *障害者自立支援法の一部改正としての位置付け

平成18年4月に制定された「障害者自立支援法」は、翌年10月に違憲訴訟を受け、平成22年1月に国と原告団の間で、同法を平成25年8月までに廃止とする内容で基本合意文書締結がなされた。その後、障害者自立支援法の一部改正（応益負担を応能負担に明確化等）を経て、平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、上記題名表記の法律が施行されることとなった。

2. 法改正の主な概要 (H25年度、H26年度に渡る2段階的施行)

《H25年4月施行部分》

(1)障害者の範囲拡大

障害者の範囲「身体・知的・精神」に新たに「難病等」（130疾病）を追加

(2)障害者に対する支援

④地域生活支援事業の追加（障害者理解を深めるための研修啓発事業、意思疎通支援者養成事業等）

(3)サービス基盤の計画的整備

①障害福祉サービス提供体制確保に係る事項等を障害福祉計画に策定

②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

③障害福祉計画作成に当たり障害者等のニーズ把握を行うことを努力義務化

④自立支援協議会の名称を地域に応じ弾力化、併せて障害者等の参画を明確化

《H26年4月施行部分》

(1)障害支援区分の創設

①現行の「障害程度区分」は障害程度の重さではなく、支援の必要の度合いを示す区分であるが、明確な表現となっていないことから、「障害支援区分」へと名称変更を行う。併せて、知的・精神障害者の特性に応じた適切な配慮を実施

(2)障害者に対する支援

①重度訪問介護の対象拡大（現行は、身体障害に限定されているが、新たに知的・精神障害も追加）

②共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化

③地域移行支援の対象拡大（現行は、長期施設入所者か精神科病棟長期入院患者に限定されているが、新たに保護施設や矯正施設から退所する障害者も追加）